

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成31年4月12日(金)

担 当	東京労働局職業安定部職業対策課
	課長 古宮 善彦
	課長補佐 山本 貴彦
	地方障害者雇用担当官 松本 利美子
	地方障害者雇用担当官 橋本 久美子
	電話 03-3512-1664(ダイヤルイン)
	FAX 03-3512-1566

## 平成30年の障害者雇用状況の集計結果

東京労働局（局長 前田芳延）では、今般、東京都内で障害者の雇用義務のある民間企業や公的機関などにおける、平成30年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

なお、法定雇用率は、平成30年4月に改定されています。（民間企業は2.0%→2.2%、公的機関は2.3%→2.5%）

### 集計結果のポイント

#### ＜民間企業＞[法定雇用率2.2%]※

- ・雇用障害者数は193,794.0人、対前年比7.1%〔12,829.0人〕増加
- ・実雇用率1.94%、対前年比0.06ポイント上昇

#### ＜公的機関＞[同2.5%、東京都教育委員会は2.4%]※（ ）は前年の値

- ・東京都の機関：雇用障害者数1,097.5人(1,055.5人)、実雇用率2.83%(2.74%)
- ・区市町村等の機関：雇用障害者数2,349.0人(2,272.5人)、実雇用率2.38%(2.29%)
- ・東京都教育委員会：雇用障害者数929.5人(960.5人)、実雇用率2.13%(2.21%)

#### ＜独立行政法人等＞[同2.5%]※（ ）は前年の値

- ・雇用障害者数4,433.0人(4,178.0人)、実雇用率2.58%(2.44%)

※障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員に一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.2%）に相当する数以上の障害者を雇うことを義務付けています。「障害者雇用状況報告書」は同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めたものです。

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○雇用されている障害者の数、実雇用率…総括表1〔P8〕、詳細表1(1)①,②〔P10〕

- ・ 民間企業（法定雇用率2.2%）に雇用されている障害者の数は193,794.0人で、過去最高となった。
- ・ 雇用障害者数を障害種別にみると、身体障害者が131,700.5人、知的障害者は37,022.5人、精神障害者は25,071.0人であった。
- ・ 実雇用率は1.94%で、過去最高となった。法定雇用率達成企業の割合は、29.6%であった。

### ○企業規模別の状況…詳細表1(2)①,②〔P11〕

- ・ 実雇用率を企業規模別にみると、1,000人以上規模企業で2.22%、500～1,000人未満規模企業で1.86%、300～500人未満規模企業で1.61%、100～300人未満規模企業で1.28%、45.5～100人未満規模企業では、0.78%であった。
- ・ 1,000人以上規模企業が企業数全体に占める構成比は7.2%だが、雇用障害者数では全体の74.5%、新規雇用障害者数では全体の71.2%を占めている。

### ○産業別の状況…詳細表1(3)①,②〔P12,13〕

- ・ 産業別では、実雇用率の高い産業は、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.21%、「運輸業、郵便業」2.16%、「医療、福祉」2.12%の順となっている。
- ・ 雇用障害者の障害種別の分布をみると、身体障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「サービス業」となっている。知的障害者では、「製造業」で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」となっている。精神障害者では、「サービス業」で最も多く雇用されており、次いで「卸売業、小売業」となっている。

### ○法定雇用率未達成企業の状況…詳細表1(5)〔P15〕

- ・ 平成30年の法定雇用率未達成企業数は14,666社。そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が7,747社（52.8%）と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（雇用ゼロ企業）が未達成企業に占める割合は55.4%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況…総括表2(1), (2), (3) [P8, 9]、詳細表3, 4 [P19~22]

### (1) 東京都の機関

東京都の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は1,097.5人、実雇用率は2.83%であった。

東京都の機関は9機関全てで法定雇用率達成。

### (2) 区市町村等の機関

区市町村等の機関（法定雇用率2.5%）に在職している障害者の数は2,349.0人、実雇用率は2.38%であった。

区市町村等の機関は100機関中53機関が法定雇用率達成。

### (3) 東京都教育委員会

東京都教育委員会（法定雇用率2.4%）に在職している障害者の数は929.5人、実雇用率は2.13%であった。

## 3 独立行政法人等における雇用状況…総括表3 [P9]、詳細表5 [P23]

独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は4,433.0人、実雇用率は2.58%であった。

独立行政法人等73機関中55機関が法定雇用率達成。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
  - 〔 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]  
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
  - 〔 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]  
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]  
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ ( ) 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [ ] 内は、平成30年3月までの値である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

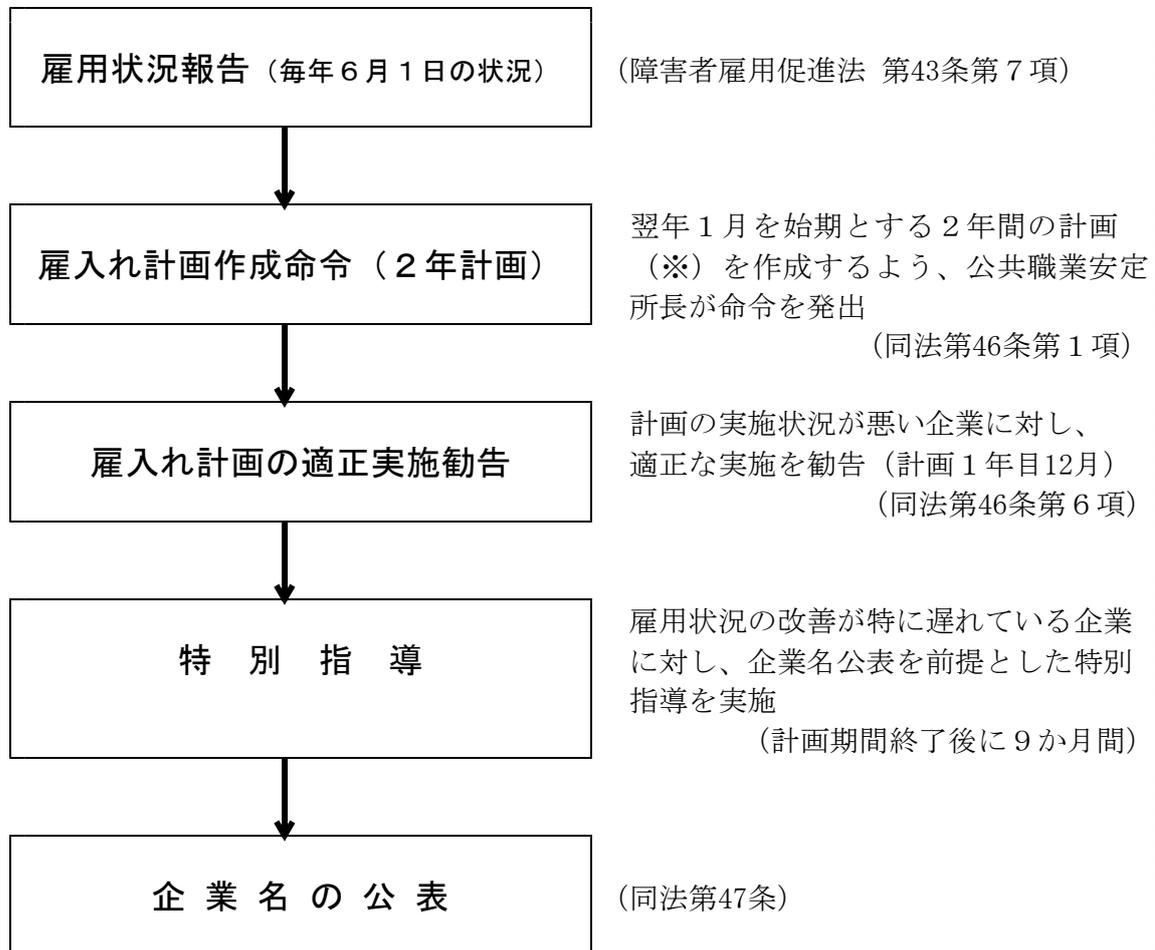
※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



### 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準について

- ① 「実雇用率が著しく低く、かつ不足数が多い企業」  
→ 【実雇用率が前年の全国平均値未満、かつ不足数5人以上の場合】
- ② 「不足数が多い企業」  
→ 【実雇用率に関係なく、不足数10人以上の場合】
- ③ 「中小規模企業で障害者を一人も雇用していない企業」  
→ 【雇用義務3又は4人の企業 (労働者数136.5人以上～227.0人以下規模企業) であって雇用障害者数0人(実雇用率が0%)の場合】

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

## 平成 30 年 6 月 1 日現在における障害者の雇用状況（目次）

### 〈総括表〉

1 民間企業における雇用状況	8
2 地方公共団体における在職状況	
(1) 都の機関	8
(2) 区市町村等の機関	8
(3) 東京都教育委員会	9
3 独立行政法人等における雇用状況	9

### 〈詳細表〉

1 民間企業における雇用状況	
(1) 概況	
①概況	10
②障害種別雇用状況	10
(2) 企業規模別の雇用状況	
①概況	11
②障害種別雇用状況	11
(3) 産業別の雇用状況	
①概況	12
②障害種別雇用状況	13
(4) 民間企業における雇用状況の推移	14
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	15
2 民間企業における実雇用率等の推移（グラフ）	
(1) 企業規模別実雇用率	16
(2) 産業別実雇用率	17
(3) 特例子会社の年度別設立件数	18

<b>3 地方公共団体における障害者の在職状況</b>	
(1) 法定雇用率 2.5%が適用される地方公共団体	
①概況	19
②障害種別在職状況	19
(2) 法定雇用率 2.4%が適用される教育委員会	20
<b>4 地方公共団体の各機関の状況</b>	
(1) 都の機関の状況	21
(2) 区市町村等の機関の状況	21
<b>5 独立行政法人等における障害者の雇用状況</b>	
(1) 概況	23
(2) 地方独立行政法人等の各機関の状況	23

## 平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
民間企業	9,967,709.5	193,794.0 [150,556]	1.94	0.06	29.6
	(9,644,448.0)	(180,965.0)	(1.88)	(0.04)	(34.1)

※ [ ] 内は実人員。以下同じ。

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 都の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
都の機関	38,820.5	1,097.5 [824]	2.83	0.09	100.0
	(38,523.5)	(1,055.5)	(2.74)	0.09	(100.0)

#### (2) 区市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
区の機関	68,145.5	1,659.5 [1,220]	2.44	0.10	44.0
	(68,802.0)	(1,610.0)	(2.34)	(▲0.21)	(74.1)
市町村の機関	30,431.5	689.5 [505]	2.27	0.11	62.0
	(30,625.0)	(662.5)	(2.16)	(▲0.19)	(62.0)
区市町村の機関	98,577.0	2,349.0 [1,725]	2.38	0.09	53.0
	(99,427.0)	(2,272.5)	(2.29)	(▲0.20)	(66.2)

※区市町村の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み

(3) 東京都教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)
東京都教育委員会	43,721.0	929.5 [ 694]	2.13	▲0.08
	(43,370.5)	(960.5)	(2.21)	(0.08)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	実雇用率対前年比増減(P)	達成割合(%)
独立行政法人等	167,893.5	4,334.0 [3,367]	2.58	0.15	73.9
	(167,822.5)	(4,084.0)	(2.43)	(▲0.03)	(83.8)
地方独立行政法人等	3,648.5	99.0 [72]	2.71	0.12	100.0
	(3,635.5)	(94.0)	(2.59)	(0.16)	(100.0)
独立行政法人等の合計	171,542.0	4,433.0 [3,439]	2.58	0.14	75.3
	(171,458.0)	(4,178.0)	(2.44)	(▲0.02)	(84.7)

※独立行政法人等の機関のうち未達成であった10機関は、公表日時点で達成済み

- 注 1 1、3の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

〈詳細表〉(平成30年6月1日現在)

1 民間企業における雇用状況

(1)概況

①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤実雇用率 対前年比増 減(P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分		
民間企業 〔2.2%〕	20,843	9,967,709.5	47,321	3,962	91,107	8,166	193,794.0	21,834.0	1.94	0.06
	(18,901)	(9,644,448.0)	(45,228)	(3,672)	(81,993)	(9,688)	(180,965.0)	(18,379.5)	(1.88)	(0.04)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。
- 3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ③C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
・平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
・平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 ③D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 ③F欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身体 障害者	B. 重度以 外の身体障 害者	C. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	D. 重度以 外の身体障 害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B +C+D× 0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以 外の知的障 害者	C. 重度知 的障害者で ある短時間 労働者	D. 重度以 外の知的障 害者である 短時間労働 者	E. 計 A×2+B +C+D× 0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者である 短時間労働 者	C. Bのうち、 注5に該当 する労働者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新規 雇用分
民間企業〔2.2%〕	193,794.0	40,022	46,607	3,118	3,863	131,700.5	11,016.5	7,299	20,238	844	2,685	37,022.5	4,504.5	21,453	4,427	2,809	25,071.0	6,313.0
	(180,965.0)	(38,450)	(45,845)	(2,996)	(3,655)	(127,568.5)	(10,005.0)	(6,778)	(18,591)	(676)	(2,347)	(33,996.5)	(3,865.0)	(17,557)	(3,686)	-	(19,400.0)	(4,509.5)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②E、③E、④Dの計である。
- 2 ③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
- 3 ③D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④欄Bの精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ③A、B欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③C、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④C欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。  
・平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
・平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ③F欄及び④E、D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数(人)	③障害者の数(人)						④ 実雇用率 E÷② ×100(%)	⑤実雇用 率対前年 比増減(P)
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分		
規模計	20,843 (18,901)	9,967,709.5 (9,644,448.0)	47,321 (45,228)	3,962 (3,672)	91,107 (81,993)	8,166 (9,688)	193,794.0 (180,965.0)	21,834.0 (18,379.5)	1.94 (1.88)	0.06 (0.04)
45.5～ 100人未満	8,582 (6,988)	580,558.5 (494,876.0)	1,040 (906)	160 (123)	2,133 (1,591)	302 (321)	4,524.0 (3,686.5)	473.0 (342.0)	0.78 (0.74)	0.04 ▲0.01
100～ 300人未満	7,442 (7,153)	1,196,670.0 (1,150,515.5)	3,509 (3,304)	536 (511)	7,282 (6,269)	1,007 (1,197)	15,339.5 (13,986.5)	2,096.0 (1,854.5)	1.28 (1.22)	0.06 (0.04)
300～ 500人未満	1,777 (1,770)	656,726.0 (651,817.5)	2,569 (2,559)	310 (341)	4,888 (4,565)	484 (701)	10,578.0 (10,374.5)	1,285.0 (1,046.0)	1.61 (1.59)	0.02 ▲0.01
500～ 1000人未満	1,534 (1,508)	1,021,437.5 (1,003,982.5)	4,685 (4,530)	389 (361)	8,907 (8,091)	758 (924)	19,045.0 (17,974.0)	2,425.5 (2,014.0)	1.86 (1.79)	0.07 (0.02)
1000人以上	1,508 (1,482)	6,512,317.5 (6,343,256.5)	35,518 (33,929)	2,567 (2,336)	67,897 (61,477)	5,615 (6,545)	144,307.5 (134,943.5)	15,554.5 (13,123.0)	2.22 (2.13)	0.09 (0.04)

注1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者 の数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身 体障害者	B. 重度 以外の身 体障害者	C. 重度 身体障害 者である 短時間労働 者	D. 重度以 外の身体 障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+B +C+D× 0.5	F. うち新 規雇用分	A. 重度知 的障害者	B. 重度 以外の知 的障害者	C. 重度 知的障害 者である 短時間労働 者	D. 重度以 外の知的 障害者で ある短時間 労働者	E. 計 A×2+ B+C+ D×0.5	F. うち新 規雇用分	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者である 短時間労働 者	C. Bのう ち、 注5に該当 する労働 者	D. 計 A+(B-C) ×0.5+C	E. うち新 規雇用分
規模計	193,794.0 (180,965.0)	40,022 (38,450)	46,607 (45,845)	3,118 (2,996)	3,863 (3,655)	131,700.5 (127,568.5)	11,016.5 (10,005.0)	7,299 (6,778)	20,238 (18,591)	844 (676)	2,685 (2,347)	37,022.5 (33,996.5)	4,504.5 (3,865.0)	21,453 (17,557)	4,427 (3,686)	2,809 -	25,071.0 (19,400.0)	6,313.0 (4,509.5)
45.5～ 100人未満	4,524.0 (3,686.5)	974 (815)	1,324 (1,098)	139 (108)	155 (93)	3,488.5 (2,882.5)		66 (91)	267 (251)	21 (15)	92 (81)	466.0 (488.5)		373 (242)	224 (147)	169 -	569.5 (315.5)	
100～ 300人未満	15,339.5 (13,986.5)	3,105 (2,947)	3,905 (3,801)	459 (435)	576 (537)	10,862.0 (10,398.5)		404 (357)	1,216 (1,105)	77 (76)	280 (234)	2,241.0 (2,012.0)		1,740 (1,363)	572 (426)	421 -	2,236.5 (1,576.0)	
300～ 500人未満	10,578.0 (10,374.5)	2,190 (2,138)	2,564 (2,573)	232 (248)	259 (264)	7,305.5 (7,229.0)		379 (421)	860 (867)	78 (93)	131 (167)	1,761.5 (1,885.5)		1,289 (1,125)	269 (270)	175 -	1,511.0 (1,260.0)	
500～ 1000人未満	19,045.0 (17,974.0)	4,145 (4,067)	4,468 (4,557)	311 (297)	371 (386)	13,254.5 (13,181.0)		540 (463)	1,785 (1,623)	78 (64)	211 (186)	3,048.5 (2,706.0)		2,403 (1,911)	427 (352)	251 -	2,742.0 (2,087.0)	
1000人以上	144,307.5 (134,943.5)	29,608 (28,483)	34,346 (33,816)	1,977 (1,908)	2,502 (2,375)	96,790.0 (93,877.5)		5,910 (5,446)	16,110 (14,745)	590 (428)	1,971 (1,679)	29,505.5 (26,904.5)		15,648 (12,916)	2,935 (2,491)	1,793 -	18,012.0 (14,161.5)	

注1(1)②の表と同じ

## (3)産業別の雇用状況

## ①概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる労 働者数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100(%)	⑤実雇用率 対前年比増減 (P)
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的障 害者並びに精 神障害者である 短時間労働者	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5	F. うち新規 雇用分		
産業計	20,843 (18,901)	9,967,709.5 (9,644,448.0)	47,321 (45,228)	3,962 (3,672)	91,107 (81,993)	8,166 (9,688)	193,794.0 (180,965.0)	21,834.0 (18,379.5)	1.94 (1.88)	0.06 (0.04)
農・林・漁業	13 (12)	5,700.5 (5,828.5)	19 (21)	0 (1)	58 (54)	1 (1)	96.5 (97.5)	12.5 (10.0)	1.69 (1.67)	0.02 (▲0.18)
鉱業、採石業、 砂利採取業	11 (10)	4,973.5 (4,987.0)	24 (23)	2 (1)	54 (49)	2 (2)	105.0 (97.0)	10.0 (16.5)	2.11 (1.95)	0.16 (0.06)
建設業	924 (812)	337,298.5 (324,720.0)	1,751 (1,671)	86 (55)	2,658 (2,370)	94 (115)	6,293.0 (5,824.5)	662.5 (451.0)	1.87 (1.79)	0.08 (0.05)
製造業	3,234 (2,988)	2,197,061.0 (2,161,961.0)	12,429 (12,074)	259 (312)	19,656 (18,532)	433 (501)	44,989.5 (43,242.5)	3,068.5 (2,735.0)	2.05 (2.00)	0.05 (0.03)
食料品・たばこ	353 (328)	234,527.5 (237,046.5)	1,052 (1,025)	54 (88)	2,817 (2,750)	111 (158)	5,030.5 (4,967.0)	417.5 (346.5)	2.14 (2.10)	0.04 (0.04)
繊維工業	46 (47)	15,196.5 (15,337.0)	68 (67)	2 (4)	132 (137)	9 (9)	274.5 (279.5)	30.0 (21.0)	1.81 (1.82)	▲0.01 (0.04)
木材・家具	27 (28)	6,821.5 (7,783.0)	22 (38)	1 (1)	54 (50)	4 (3)	101.0 (128.5)	6.0 (3.0)	1.48 (1.65)	▲0.17 (▲0.18)
パルプ・紙・印刷	428 (382)	162,747.5 (157,616.5)	849 (795)	23 (24)	1,448 (1,359)	28 (34)	3,183.0 (2,990.0)	188.0 (145.5)	1.96 (1.90)	0.06 (0.05)
化学工業	496 (486)	438,301.0 (401,422.0)	2,478 (2,224)	58 (49)	3,981 (3,449)	75 (81)	9,032.5 (7,986.5)	623.5 (418.0)	2.06 (1.99)	0.07 (0.01)
窯業・土石	68 (59)	33,623.0 (31,471.5)	176 (158)	6 (8)	267 (269)	6 (5)	628.0 (595.5)	58.0 (42.5)	1.87 (1.89)	▲0.02 (0.07)
鉄鋼	63 (54)	48,274.5 (46,782.0)	266 (263)	6 (6)	457 (431)	9 (7)	999.5 (966.5)	57.0 (47.5)	2.07 (2.07)	0.00 (0.03)
非鉄金属	80 (73)	52,027.5 (50,810.5)	313 (300)	8 (12)	431 (420)	11 (13)	1,070.5 (1,038.5)	96.0 (82.0)	2.06 (2.04)	0.02 (▲0.09)
金属製品	237 (207)	82,721.0 (77,525.5)	428 (432)	11 (10)	722 (648)	13 (21)	1,595.5 (1,532.5)	99.5 (106.0)	1.93 (1.98)	▲0.05 (0.05)
電気機械	362 (335)	484,557.0 (482,800.5)	3,240 (3,191)	33 (33)	3,972 (3,767)	59 (48)	10,514.5 (10,206.0)	547.5 (681.0)	2.17 (2.11)	0.06 (0.07)
その他機械	504 (456)	406,445.5 (429,999.0)	2,433 (2,534)	32 (41)	3,337 (3,419)	54 (67)	8,262.0 (8,561.5)	601.0 (568.0)	2.03 (1.99)	0.04 (0.04)
その他	570 (533)	231,818.5 (223,367.0)	1,104 (1,047)	25 (36)	2,038 (1,833)	54 (55)	4,298.0 (3,990.5)	344.5 (274.0)	1.85 (1.79)	0.06 (0.01)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	44 (39)	68,297.5 (68,635.5)	411 (395)	13 (12)	672 (618)	10 (18)	1,512.0 (1,429.0)	121.0 (81.0)	2.21 (2.08)	0.13 (0.10)
情報通信業	3,035 (2,676)	1,052,333.5 (990,524.5)	4,905 (4,641)	172 (167)	7,940 (6,961)	203 (281)	18,023.5 (16,550.5)	2,265.0 (1,844.5)	1.71 (1.67)	0.04 (0.01)
運輸業、郵便業	1,294 (1,215)	565,211.5 (549,320.0)	2,949 (2,798)	238 (228)	5,824 (5,370)	532 (525)	12,226.0 (11,456.5)	1,166.5 (936.0)	2.16 (2.09)	0.07 (0.05)
卸売業、小売業	3,925 (3,600)	1,417,215.5 (1,398,502.0)	5,586 (5,435)	688 (655)	13,333 (11,714)	1,637 (2,216)	26,011.5 (24,347.0)	3,327.0 (2,849.5)	1.84 (1.74)	0.10 (0.05)
金融業、保険業	533 (512)	671,955.5 (678,154.5)	3,710 (3,678)	90 (91)	6,411 (6,156)	134 (155)	13,988.0 (13,680.5)	1,478.5 (1,445.0)	2.08 (2.02)	0.06 (0.03)
不動産業、物品賃貸業	640 (585)	206,804.5 (207,627.0)	852 (829)	86 (94)	1,695 (1,587)	101 (147)	3,535.5 (3,412.5)	575.0 (500.0)	1.71 (1.64)	0.07 (0.06)
学術研究、 専門・技術サービス業	1,213 (1,042)	510,434.0 (475,079.5)	2,106 (1,970)	233 (201)	4,559 (3,978)	477 (585)	9,242.5 (8,411.5)	1,089.0 (982.5)	1.81 (1.77)	0.04 (0.03)
宿泊業、 飲食サービス業	662 (579)	381,713.5 (378,873.5)	1,313 (1,322)	532 (426)	3,783 (3,491)	1,278 (1,259)	7,580.0 (7,190.5)	948.0 (699.0)	1.99 (1.90)	0.09 (0.00)
生活関連サービス業、 娯楽業	539 (498)	167,683.0 (154,443.0)	608 (565)	141 (109)	1,536 (1,316)	296 (328)	3,041.0 (2,719.0)	406.5 (377.0)	1.81 (1.76)	0.05 (0.01)
教育・学習支援業	461 (414)	161,015.0 (155,530.0)	684 (651)	45 (42)	1,237 (1,117)	82 (104)	2,691.0 (2,513.0)	292.5 (274.0)	1.67 (1.62)	0.05 (0.02)
医療・福祉	1,340 (1,221)	452,975.0 (430,170.0)	2,005 (1,930)	448 (402)	4,677 (3,924)	973 (1,145)	9,621.5 (8,758.5)	1,390.0 (1,093.5)	2.12 (2.04)	0.08 (0.00)
複合サービス業	50 (49)	20,669.5 (20,835.0)	94 (93)	6 (7)	170 (182)	19 (23)	373.5 (386.5)	35.5 (31.0)	1.81 (1.86)	▲0.05 (0.01)
サービス業	2,925 (2,649)	1,746,368.0 (1,639,257.0)	7,875 (7,132)	923 (869)	16,844 (14,574)	1,894 (2,283)	34,464.0 (30,848.5)	4,986.0 (4,054.0)	1.97 (1.88)	0.09 (0.03)

注1(1)①の表と同じ

※産業計はその他分類不能の産業を含む。

※平成21年より新産業分類で集計。

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数(人)	②身体障害者の数(人)					③知的障害者の数(人)					④精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障害者	B. 重度以外の身体障害者	C. 重度身体障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度以外の知的障害者	C. 重度知的障害者である短時間労働者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	A. 精神障害者	B. 精神障害者である短時間労働者	C. Bのうち、注5に該当する労働者	D. 計 A+(B-C)×0.5+C
産業計	193,794.0	40,022	46,607	3,118	3,863	131,700.5	7,299	20,238	844	2,685	37,022.5	21,453	4,427	2,809	25,071.0
	180,965.0	38,450	45,845	2,996	3,655	127,568.5	6,778	18,591	676	2,347	33,996.5	17,557	3,686	-	19,400.0
農・林・漁業	96.5	19	32	0	1	70.5	0	15	0	0	15.0	11	0	0	11.0
	(97.5)	(21)	(35)	(1)	(1)	(78.5)	(0)	(10)	(0)	(0)	(10.0)	(9)	(0)	-	(9.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	105.0	24	50	2	2	101.0	0	1	0	0	1.0	3	0	0	3.0
	(97.0)	(23)	(46)	(1)	(2)	(94.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(3)	(0)	-	(3.0)
建設業	6,293.0	1,684	1,776	78	67	5,255.5	67	200	8	10	347.0	619	80	63	690.5
	(5,824.5)	(1,607)	(1,701)	(50)	(53)	(4,991.5)	(64)	(162)	(5)	(8)	(299.0)	(507)	(54)	-	(534.0)
製造業	44,989.5	10,559	11,527	218	241	32,983.5	1,870	4,836	41	98	8,666.0	3,210	177	83	3,340.0
	(43,242.5)	(10,340)	(11,382)	(278)	(255)	(32,467.5)	(1,734)	(4,530)	(34)	(107)	(8,085.5)	(2,620)	(139)	-	(2,689.5)
食料品・たばこ	5,030.5	760	1,283	42	51	2,870.5	292	1,218	12	39	1,833.5	304	33	12	326.5
繊維工業	274.5	64	84	2	8	218.0	4	25	0	0	33.0	22	2	1	23.5
木材・家具	101.0	19	32	1	3	72.5	3	16	0	0	22.0	5	2	1	6.5
パルプ・紙・印刷	3,183.0	767	906	21	19	2,470.5	82	282	2	3	449.5	251	15	9	263.0
化学工業	9,032.5	2,147	2,628	46	46	6,991.0	331	707	12	13	1,387.5	632	30	14	654.0
窯業・土石	628.0	139	138	4	4	422.0	37	95	2	2	172.0	34	0	0	34.0
鉄鋼	999.5	227	283	6	6	746.0	39	82	0	1	160.5	90	4	2	93.0
非鉄金属	1,070.5	217	256	7	7	700.5	96	104	1	1	297.5	68	6	3	72.5
金属製品	1,595.5	355	378	11	7	1,102.5	73	197	0	3	344.5	143	7	4	148.5
電気機械	10,514.5	2,823	2,466	29	26	8,154.0	417	882	4	11	1,725.5	613	33	11	635.0
その他機械	8,262.0	2,108	1,947	28	33	6,207.5	325	730	4	10	1,389.0	654	17	6	665.5
その他	4,298.0	933	1,126	21	31	3,028.5	171	498	4	15	851.5	394	28	20	418.0
(3,990.5)	(895)	(1,076)	(30)	(28)	(2,910.0)	(152)	(468)	(6)	(10)	(783.0)	(289)	(17)	-	(297.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1,512.0	374	483	12	10	1,248.0	37	79	1	0	154.0	96	14	14	110.0
(1,429.0)	(364)	(481)	(11)	(13)	(1,226.5)	(31)	(69)	(1)	(2)	(133.0)	(68)	(3)	-	(69.5)	
情報通信業	18,023.5	4,558	4,438	157	116	13,769.0	347	578	15	21	1,297.5	2,823	167	101	2,957.0
(16,550.5)	(4,331)	(4,245)	(161)	(119)	(13,127.5)	(310)	(508)	(6)	(14)	(1,141.0)	(2,208)	(148)	-	(2,282.0)	
運輸業、郵便業	12,226.0	2,445	3,177	182	293	8,395.5	504	1,499	56	150	2,638.0	1,060	177	88	1,192.5
(11,456.5)	(2,315)	(3,169)	(169)	(269)	(8,102.5)	(483)	(1,345)	(59)	(123)	(2,431.5)	(856)	(133)	-	(922.5)	
卸売業、小売業	26,011.5	4,454	5,124	544	626	14,889.0	1,132	4,199	144	586	6,900.0	3,217	1,218	793	4,222.5
(24,347.0)	(4,411)	(5,041)	(511)	(611)	(14,679.5)	(1,024)	(3,860)	(144)	(545)	(6,324.5)	(2,813)	(1,060)	-	(3,343.0)	
金融業、保険業	13,988.0	3,535	4,694	88	112	11,908.0	175	471	2	2	824.0	1,226	40	20	1,256.0
(13,680.5)	(3,513)	(4,773)	(89)	(115)	(11,945.5)	(165)	(405)	(2)	(3)	(738.5)	(978)	(37)	-	(996.5)	
不動産業、物品賃貸業	3,535.5	796	1,039	76	68	2,741.0	56	184	10	12	312.0	432	61	40	482.5
(3,412.5)	(775)	(1,035)	(79)	(75)	(2,701.5)	(54)	(179)	(15)	(13)	(308.5)	(373)	(59)	-	(402.5)	
学術研究、専門・技術サービス業	9,242.5	1,812	2,247	197	228	6,182.0	294	1,148	36	168	1,856.0	1,035	210	129	1,204.5
(8,411.5)	(1,714)	(2,137)	(167)	(213)	(5,838.5)	(256)	(1,026)	(34)	(179)	(1,661.5)	(815)	(193)	-	(911.5)	
宿泊業、飲食サービス業	7,580.0	766	992	255	382	2,970.0	547	1,981	277	743	3,723.5	598	365	212	886.5
(7,190.5)	(767)	(1,075)	(263)	(336)	(3,040.0)	(555)	(1,887)	(163)	(573)	(3,446.5)	(529)	(350)	-	(704.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	3,041.0	437	534	97	141	1,575.5	171	523	44	99	958.5	400	135	79	507.0
(2,719.0)	(400)	(522)	(77)	(115)	(1,456.5)	(165)	(496)	(32)	(89)	(902.5)	(298)	(124)	-	(360.0)	
教育・学習支援業	2,691.0	604	678	45	50	1,956.0	80	149	0	9	313.5	373	60	37	421.5
(2,513.0)	(572)	(684)	(42)	(46)	(1,893.0)	(79)	(144)	(0)	(4)	(304.0)	(289)	(54)	-	(316.0)	
医療・福祉	9,621.5	1,644	2,098	338	388	5,918.0	361	1,070	110	382	2,093.0	964	748	545	1,610.5
(8,758.5)	(1,583)	(2,067)	(306)	(330)	(5,704.0)	(347)	(1,059)	(96)	(327)	(2,012.5)	(798)	(488)	-	(1,042.0)	
複合サービス業	373.5	80	106	3	9	273.5	14	32	3	5	65.5	30	7	2	34.5
(386.5)	(78)	(123)	(3)	(11)	(287.5)	(15)	(30)	(4)	(4)	(66.0)	(29)	(8)	-	(33.0)	
サービス業	34,464.0	6,231	7,612	826	1,129	21,464.5	1,644	3,273	97	400	6,858.0	5,356	968	603	6,141.5
(30,848.5)	(5,636)	(7,329)	(788)	(1,091)	(19,934.5)	(1,496)	(2,881)	(81)	(356)	(6,132.0)	(4,364)	(836)	-	(4,782.0)	

注1(1)②の表と同じ  
 ※産業計はその他分類不能の産業を含む。  
 ※平成21年より新産業分類で集計。

## (4)民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	企業数	雇用率の基礎 となる労働者数	対前年 増減	障害者 雇用数	対前年 増減	実雇用率(%)	対前年 増減(p)	法定雇 用率
昭和 56	8,003	4,806,246	106,172	45,395	3,103	0.94	0.04	1.5%
57	8,177	4,900,635	94,389	48,261	2,866	0.98	0.04	
58	8,416	4,979,666	79,031	49,880	1,619	1.00	0.02	
59	8,447	5,030,261	50,595	51,338	1,458	1.02	0.02	
60	8,814	5,430,210	399,949	56,468	5,130	1.04	0.02	
61	8,865	5,482,377	52,167	56,985	517	1.04	0.00	
62	9,235	5,635,133	152,756	57,509	524	1.02	▲ 0.02	↓
63	9,867	5,772,004	136,871	60,622	3,113	1.05	0.03	1.6%
平成 1	10,398	5,984,760	212,756	62,558	1,936	1.05	0.00	
2	10,892	6,269,853	285,093	65,154	2,596	1.04	▲ 0.01	
3	11,553	6,575,650	305,797	68,888	3,734	1.05	0.01	
4	11,995	6,800,429	224,779	74,783	5,895	1.10	0.05	
5	12,125	6,841,465	41,036	79,598	4,815	1.16	0.06	
6	12,162	6,742,262	▲ 99,203	81,620	2,022	1.21	0.05	
7	12,087	6,618,912	▲ 123,350	81,828	208	1.24	0.03	
8	12,164	6,601,324	▲ 17,588	83,139	1,311	1.26	0.02	
9	12,080	6,577,421	▲ 23,903	83,589	450	1.27	0.01	
10	12,257	6,530,362	▲ 47,059	83,823	234	1.28	0.01	↓
11	12,802	6,420,510	▲ 109,852	83,643	▲ 180	1.30	0.02	1.8%
12	12,512	6,305,043	▲ 115,467	82,843	▲ 800	1.31	0.01	
13	12,589	6,301,577	▲ 3,466	83,401	558	1.32	0.01	
14	12,469	6,221,296	▲ 80,281	81,950	▲ 1,451	1.32	0.00	
15	12,528	6,232,528	11,232	83,147	1,197	1.33	0.01	
16	13,045	6,506,784	274,256	87,701	4,554	1.35	0.02	
17	13,227	6,653,770	146,986	92,828	5,127	1.40	0.05	
18	13,760	6,916,486	262,716	99,456.0	6,628.0	1.44	0.04	
19	15,678	7,331,414	414,928	107,158.0	7,702.0	1.46	0.02	
20	16,112	7,920,678	589,264	119,837.5	12,679.5	1.51	0.05	
21	16,189	7,932,919	12,241	124,147.0	4,309.5	1.56	0.05	
22	15,726	7,786,840	▲ 146,079	126,903.5	2,756.5	1.63	0.07	
23	15,798	8,411,528.0	624,688.0	135,469.0	8,565.5	1.61	▲ 0.02	
24	16,062	8,544,360.0	132,832.0	141,453.5	5,984.5	1.66	0.05	↓
25	17,626	8,696,239.5	151,879.5	149,245.0	7,791.5	1.72	0.06	2.0%
26	17,827	8,907,252.0	211,012.5	157,884.5	8,639.5	1.77	0.05	
27	18,013	9,149,212.0	241,960.0	165,978.0	8,093.5	1.81	0.04	
28	18,640	9,409,842.5	260,630.5	173,570.0	7,592.0	1.84	0.03	
29	18,901	9,644,448.0	234,605.5	180,965.0	7,395.0	1.88	0.04	↓
30	20,843	9,967,709.5	323,261.5	193,794.0	12,829.0	1.94	0.06	2.2%

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)  
昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者  
平成5年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、  
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、  
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者  
平成18年～ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。  
平成23年～ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。  
平成30年～ 精神障害者である短時間労働者のうち次の条件を満たす者について0.5カウントを1カウントとする算定特例が加わった。

①平成27年6月2日以降に採用された者

②平成27年6月2日より前に採用されたもので、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	① 法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数								③ 障害者の数 が0人である 企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	<b>14,666</b> (100.0%)	<b>7,747</b> (52.8%)	<b>3,278</b> (22.4%)	<b>1,503</b> (10.2%)	<b>860</b> (5.9%)	<b>1,076</b> (7.3%)	<b>164</b> (1.1%)	<b>31</b> (0.2%)	<b>7</b> (0.0%)	<b>8,132</b> (55.4%)
45.5-100人未満	<b>6,386</b> (100.0%)	<b>5,864</b> (91.8%)	<b>522</b> (8.2%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	<b>6,343</b> (99.3%)
100-300人未満	<b>5,061</b> (100.0%)	<b>1,453</b> (28.7%)	<b>2,249</b> (44.4%)	<b>947</b> (18.7%)	<b>309</b> (6.1%)	<b>103</b> (2.0%)	— —	— —	— —	<b>1,769</b> (35.0%)
300-500人未満	<b>1,300</b> (100.0%)	<b>227</b> (17.5%)	<b>213</b> (16.4%)	<b>267</b> (20.5%)	<b>275</b> (21.2%)	<b>318</b> (24.5%)	— —	— —	— —	<b>17</b> (1.3%)
500-1000人未満	<b>1,072</b> (100.0%)	<b>126</b> (11.8%)	<b>191</b> (17.8%)	<b>199</b> (18.6%)	<b>165</b> (15.4%)	<b>359</b> (33.5%)	<b>32</b> (3.0%)	— —	— —	<b>2</b> (0.2%)
1000人以上	<b>847</b> (100.0%)	<b>77</b> (9.1%)	<b>103</b> (12.2%)	<b>90</b> (10.6%)	<b>111</b> (13.1%)	<b>296</b> (34.9%)	<b>132</b> (15.6%)	<b>31</b> (3.7%)	<b>7</b> (0.8%)	<b>1</b> (0.1%)

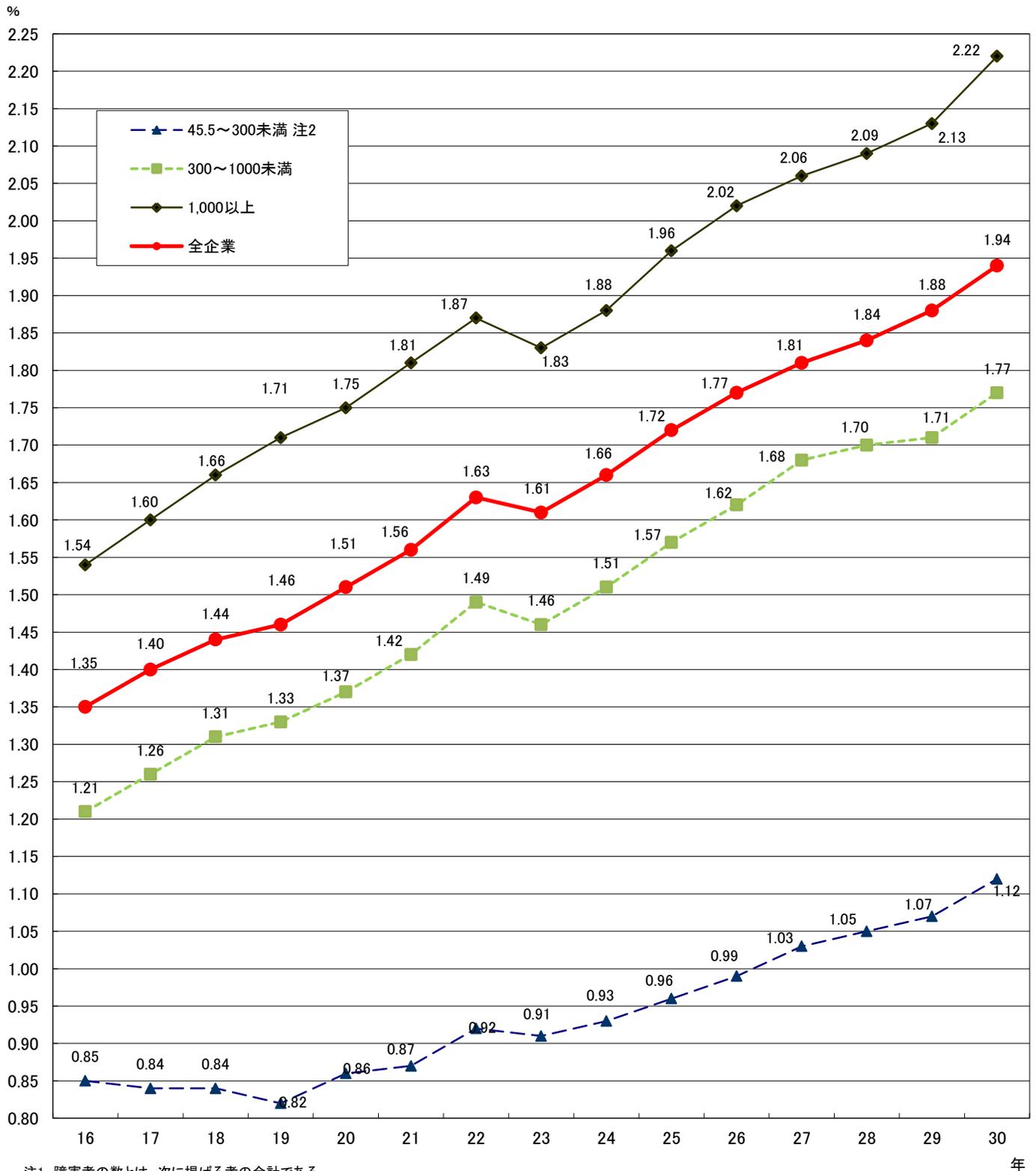
注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 2 民間企業における実雇用率等の推移(グラフ)

(1) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



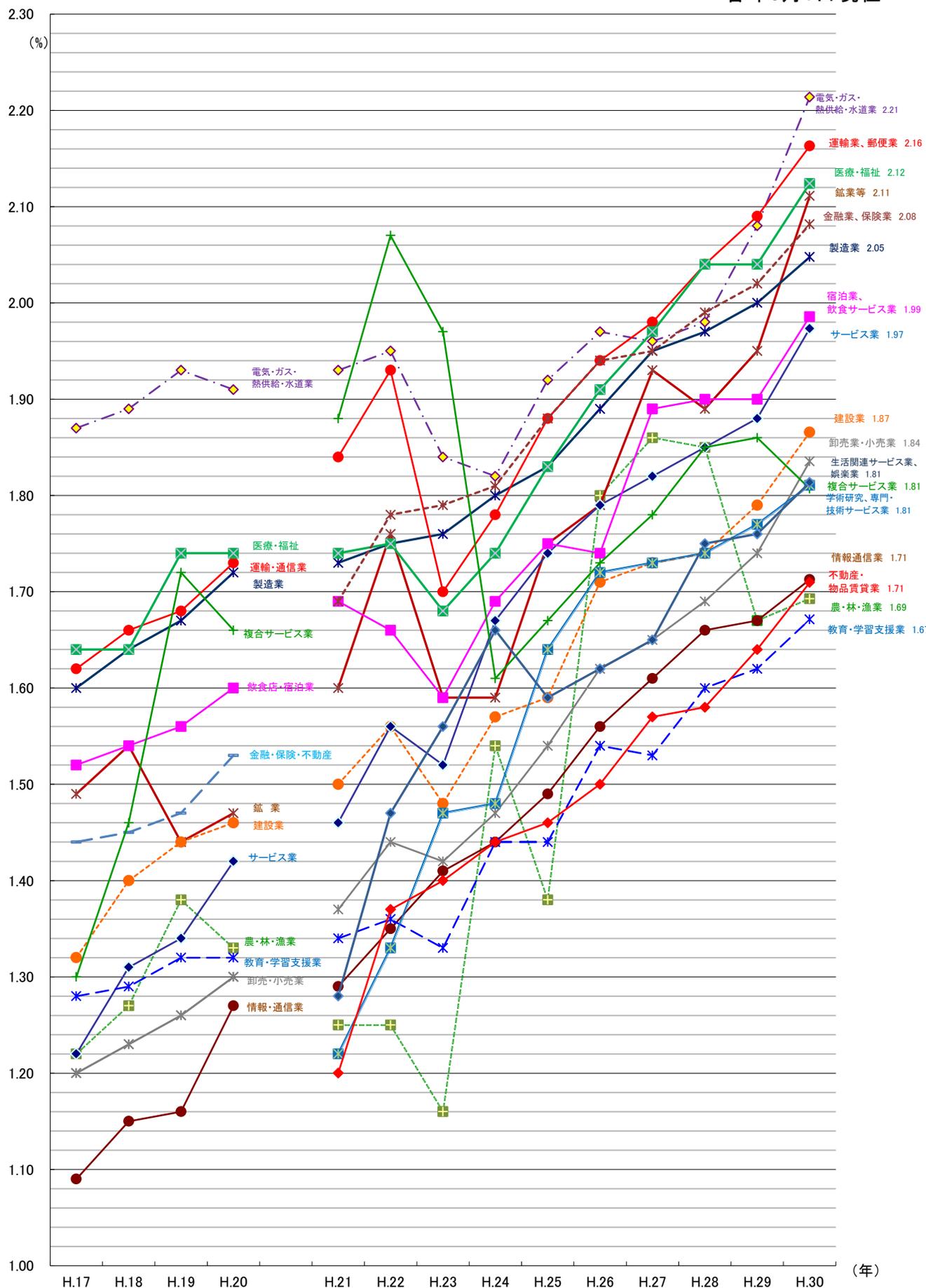
注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

- 平成17年まで 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年~ 精神障害者又は、精神障害者である短時間労働者(短時間労働者は0.5カウント)が加わった。
- 平成23年~ 身体障害者又は知的障害者である短時間労働者(いずれも0.5カウント)が加わった。
- 平成30年~ 精神障害者である短時間労働者のうち次の条件を満たす者について0.5カウントを1カウントとする算定特例が加わった。
  - ①平成27年6月2日以降に採用された者
  - ②平成27年6月2日より前に採用されたもので、同日以後に精神障害者福祉手帳を取得した者

注2 平成24年までは「56~300人未満」、平成25年から平成29年までは「50~300人未満」

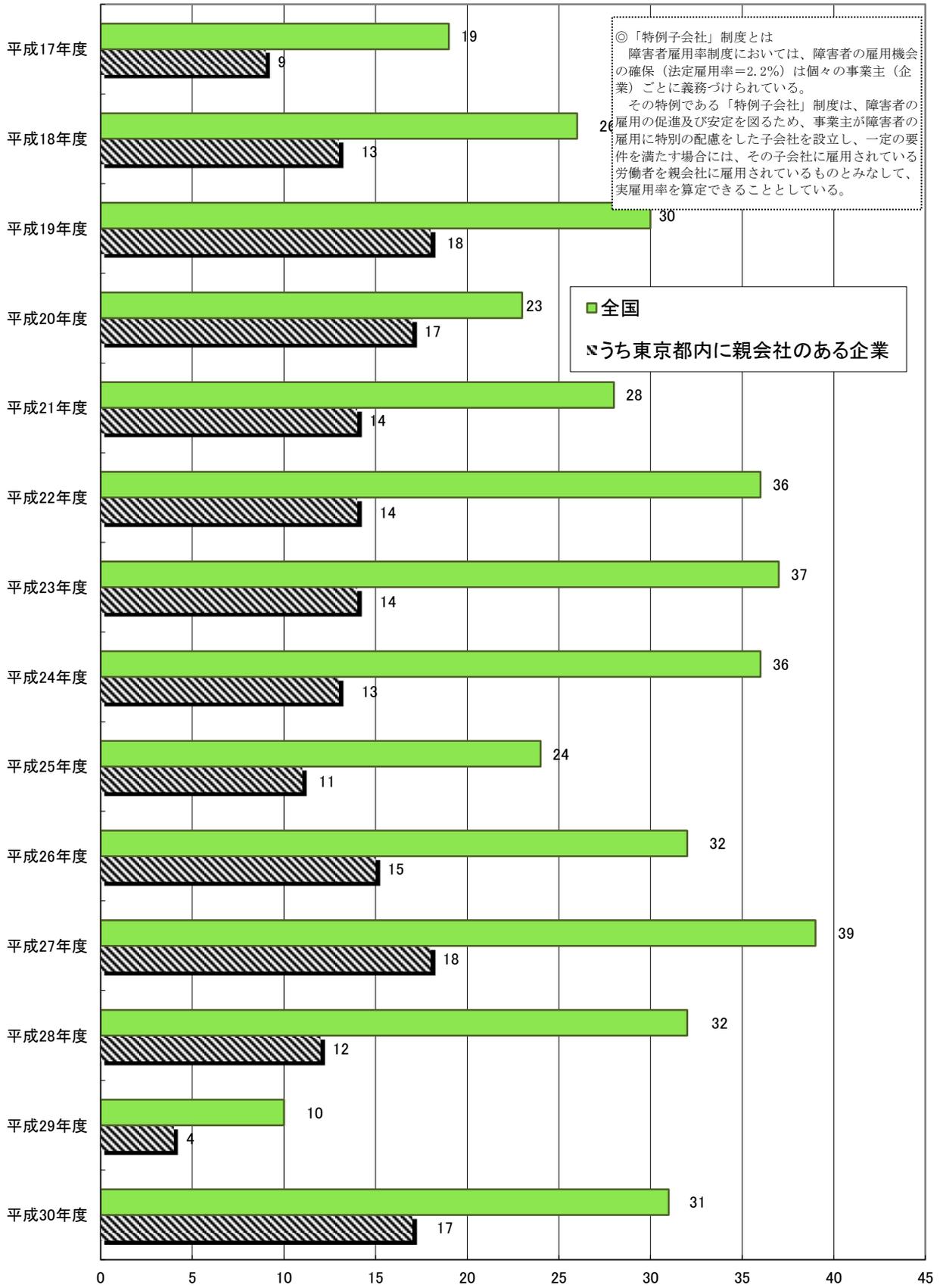
(2)産業別実雇用率

各年6月1日現在



注1 平成21年に産業分類が変更になっている。

### (3)特例子会社の年度別設立件数



平成30年6月1日現在の数値

※平成30年6月1日現在の特例子会社数  
 全国: 486社  
 (うち東京都内に親会社のある企業: 241社)

### 3 地方公共団体における障害者の在職状況

#### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体

##### ① 概況

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用障 害者数の算定 の基礎となる 職員数(人)	③障害者の数(人)						④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対前 年比増減(P)	⑥不足数
			A. 重度身体障 害者及び重 度知的障害 者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間勤務職 員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外身 体障害者及び 知的障害者並 びに精神障害 者である短時 間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
都の機関	9	38,820.5	295	52	434	43	1,097.5	41.0	2.83	0.09	0.0
	(9)	(38,523.5)	(288)	(52)	(403)	(49)	(1,055.5)	(56.5)	(2.74)	(0.09)	(0.0)
区の機関	50	68,145.5	460	25	694	41	1,659.5	50.0	2.44	0.10	150.0
	(27)	(68,802.0)	(446)	(23)	(671)	(48)	(1,610.0)	(41.5)	(2.34)	(▲ 0.21)	(75.0)
市町村の機関	50	30,431.5	195	7	282	21	689.5	41.0	2.27	0.11	82.5
	(50)	(30,625.0)	(184)	(9)	(275)	(21)	(662.5)	(27.5)	(2.16)	(▲ 0.19)	(67.0)
計	109	137,397.5	950	84	1,410	105	3,446.5	132.0	2.51	0.10	232.5
	(86)	(137,950.5)	(918)	(84)	(1,349)	(118)	(3,328.0)	(125.5)	(2.41)	(▲ 0.12)	(142.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに注4に該当しない精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月1日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 ⑥欄の「不足数」とは、②欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から③E欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

##### ② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の 数(人)	②身体障害者の数(人)						③知的障害者の数(人)						④精神障害者の数(人)				
		A. 重度身体障 害者	B. 重度以外 の身体障 害者	C. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	D. 重度以外 の身体障 害者である 短時間勤務 職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以外 の知的障害者	C. 重度知的 障害者である 短時間労働者	D. 重度以外 の知的障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規 雇用分	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者であ る短時間 労働者	C. Bのうち (注5)に 該当する 職員	D. 計 A+[(B- C)× 0.5]+C	E. うち新 規雇用分
都の機関	1,097.5	295	363	52	41	1,025.5	16.0	0	3	0	2	4.0	3.0	61	7	7	68.0	22.0
	(1,055.5)	(288)	(371)	(52)	(41)	(1,019.5)	(56.5)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1.0)	(0.0)	(32)	(6)	-	(35.0)	(0.0)
区の機関	1,659.5	459	594	25	35	1,554.5	35.5	1	2	0	6	7.0	4.5	87	11	11	98.0	10.0
	(1,610.0)	(444)	(591)	(23)	(33)	(1,518.5)	(34.5)	(2)	(0)	(0)	(6)	(7.0)	(3.0)	(80)	(9)	-	(84.5)	(4.0)
市町村の機関	689.5	195	244	7	17	649.5	34.0	0	5	0	2	6.0	2.0	29	6	4	34.0	5.0
	(662.5)	(184)	(245)	(9)	(14)	(629.0)	(23.5)	(0)	(5)	(0)	(0)	(5.0)	(2.0)	(25)	(7)	-	(28.5)	(2.0)
計	3,446.5	949	1,201	84	93	3,229.5	85.5	1	10	0	10	17.0	9.5	177	24	22	200.0	37.0
	(3,328.0)	(916)	(1,207)	(84)	(88)	(3,167.0)	(114.5)	(2)	(5)	(0)	(8)	(13.0)	(5.0)	(137)	(22)	-	(148.0)	(6.0)

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③E欄及び④D欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、②③E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③D欄及び④B欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに注5に該当しない精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③E欄及び④D欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のA、B欄及び④A欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のC、D欄及び④B欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ④C欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③F欄及び④E欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ( )内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会

区分	①機関数 (機関)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員 数(人)	③障害者の数(人)		④実雇用率 ③÷②× 100(%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	⑥不足数
				うち新規雇用 分			
東京都教育委員会	1	43,721.0	929.5	58.0	2.13	▲0.08	119.5
	(1)	(43,370.5)	(960.5)	(89.0)	(2.21)	0.08	(0.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 4 ( )内は、平成29年6月1日現在の数値である。

#### 4 地方公共団体の各機関の状況

##### (1)都の機関の状況

都の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 知事部局	26,335.5	725.5	2.75	0.0	
2 議会	155.5	5.0	3.22	0.0	
3 人事委員会	61.0	4.0	6.56	0.0	
4 監査事務局	90.0	3.0	3.33	0.0	
5 交通局	2,020.0	69.0	3.42	0.0	
6 水道局	2,853.5	84.0	2.94	0.0	
7 下水道局	1,429.0	44.5	3.11	0.0	
8 警視庁	4,818.5	121.5	2.52	0.0	
9 東京消防庁	1,057.5	41.0	3.88	0.0	
都の機関合計	38,820.5	1,097.5	2.83	0.0	

##### (2)区市町村等の機関の状況

区の機関	① 法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数	備考
1 千代田区	969.5	31.0	3.20	0.0	
2 千代田区教育委員会	261.5	0.0	0.00	6.0	
3 中央区	1,334.0	37.5	2.81	0.0	
4 中央区教育委員会	277.5	5.0	1.80	1.0	
5 港区	1,848.0	48.0	2.60	0.0	
6 港区教育委員会	331.0	6.0	1.81	2.0	
7 新宿区	2,563.0	55.0	2.15	9.0	
8 新宿区教育委員会	285.0	12.0	4.21	0.0	
9 文京区	1,824.5	58.0	3.18	0.0	
10 文京区教育委員会	396.0	3.0	0.76	6.0	
11 台東区	1,363.0	34.0	2.49	0.0	
12 台東区教育委員会	279.0	7.0	2.51	0.0	
13 墨田区	1,950.0	46.0	2.36	2.0	
14 墨田区教育委員会	266.5	0.0	0.00	6.0	
15 江東区	2,115.0	52.5	2.48	0.0	
16 江東区教育委員会	423.0	5.5	1.30	4.5	
17 品川区	2,091.5	64.0	3.06	0.0	
18 品川区教育委員会	291.5	1.5	0.51	5.5	
19 目黒区	2,035.0	48.0	2.36	2.0	
20 目黒区教育委員会	428.5	8.0	1.87	2.0	
21 大田区	3,825.5	105.0	2.74	0.0	
22 大田区教育委員会	364.5	8.0	2.19	1.0	
23 世田谷区	5,339.0	96.5	1.81	36.5	
24 世田谷区教育委員会	1,038.0	18.0	1.73	7.0	
25 渋谷区	1,676.5	41.0	2.45	0.0	
26 渋谷区教育委員会	233.5	10.0	4.28	0.0	
27 中野区	2,054.0	49.0	2.39	2.0	
28 中野区教育委員会	208.5	4.0	1.92	1.0	
29 杉並区	3,421.0	97.0	2.84	0.0	
30 杉並区教育委員会	775.0	12.0	1.55	7.0	
31 豊島区	2,124.5	58.5	2.75	0.0	
32 豊島区教育委員会	238.5	4.0	1.68	1.0	
33 北区	1,564.5	51.5	3.29	0.0	
34 北区教育委員会	728.0	11.0	1.51	7.0	
35 荒川区	1,812.0	52.0	2.87	0.0	
36 荒川区教育委員会	282.5	1.5	0.53	5.5	
37 板橋区	3,231.0	78.0	2.41	2.0	
38 板橋区教育委員会	545.0	15.0	2.75	0.0	
39 練馬区	4,671.0	109.5	2.34	6.5	
40 練馬区教育委員会	313.5	0.5	0.16	6.5	
41 足立区	2,945.5	91.5	3.11	0.0	
42 足立区教育委員会	907.5	15.0	1.65	7.0	
43 葛飾区	2,601.0	58.5	2.25	6.5	
44 葛飾区教育委員会	598.5	13.0	2.17	1.0	
45 江戸川区	3,430.5	96.0	2.80	0.0	
46 江戸川区教育委員会	726.5	12.5	1.72	5.5	
47 特別区人事・厚生事務組合	243.0	7.0	2.88	0.0	
48 特別区競馬組合	99.5	2.0	2.01	0.0	
49 東京23区清掃一部事務組合	746.5	20.0	2.68	0.0	
50 東京都後期高齢者医療広域連合	68.0	0.0	0.00	1.0	
区の機関合計	68,145.5	1,659.5	2.44	150.0	

※特別区については、今後、特例認定の申請(既に一部の区については申請済み)を行った上で、教員委員会も含め一元的に区長部局において障害者の任用に取り組む予定である。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

市町村の機関	①法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 八王子市	3,515.0	95.5	2.72	0.0	特例承認あり(注4)
2 立川市	1,026.0	25.0	2.44	0.0	
3 立川市教育委員会	258.5	6.0	2.32	0.0	
4 武蔵野市	1,223.0	18.0	1.47	12.0	特例承認あり(注4)
5 三鷹市	905.5	24.0	2.65	0.0	
6 三鷹市教育委員会	191.5	6.0	3.13	0.0	
7 青梅市	762.0	19.5	2.56	0.0	特例承認あり(注4)
8 青梅市立総合病院	352.0	8.0	2.27	0.0	
9 府中市	1,637.0	12.0	0.73	28.0	特例承認あり(注4)
10 昭島市	812.5	15.5	1.91	4.5	特例承認あり(注4)
11 調布市	1,212.5	28.5	2.35	1.5	特例承認あり(注4)
12 町田市	3,030.0	72.5	2.39	2.5	特例承認あり(注4)
13 小金井市	923.0	29.0	3.14	0.0	特例承認あり(注4)
14 小平市	942.5	23.0	2.44	0.0	
15 小平市教育委員会	259.5	6.0	2.31	0.0	
16 日野市	788.0	15.0	1.90	4.0	※
17 日野市教育委員会	192.5	7.0	3.64	0.0	※
18 日野市立病院	159.0	0.0	0.00	3.0	※
19 東村山市	731.5	18.5	2.53	0.0	
20 東村山市教育委員会	175.5	6.0	3.42	0.0	
21 国分寺市	746.5	19.0	2.55	0.0	
22 国分寺市教育委員会	208.5	6.0	2.88	0.0	
23 国立市	865.5	12.5	1.44	8.5	特例承認あり(注4)
24 福生市	451.0	7.0	1.55	4.0	特例承認あり(注4)
25 狛江市	630.5	14.0	2.22	1.0	特例承認あり(注4)
26 東大和市	475.0	9.0	1.89	2.0	特例承認あり(注4)
27 清瀬市	708.0	17.0	2.40	0.0	特例承認あり(注4)
28 東久留米市	732.5	20.5	2.80	0.0	特例承認あり(注4)
29 武蔵村山市	366.0	9.0	2.46	0.0	特例承認あり(注4)
30 多摩市	812.0	22.0	2.71	0.0	
31 多摩市教育委員会	234.5	6.0	2.56	0.0	
32 稲城市	675.0	17.0	2.52	0.0	特例承認あり(注4)
33 羽村市	311.0	8.0	2.57	0.0	
34 羽村市教育委員会	46.0	2.0	4.35	0.0	
35 あきる野市	553.0	13.0	2.35	0.0	特例承認あり(注4)
36 西東京市	1,395.5	36.5	2.62	0.0	特例承認あり(注4)
37 瑞穂町	216.0	4.0	1.85	1.0	
38 日の出町	180.5	5.0	2.77	0.0	
39 檜原村	63.0	1.0	1.59	0.0	
40 奥多摩町	79.0	1.5	1.90	0.0	
41 大島町	141.0	3.0	2.13	0.0	
42 新島村	142.0	2.0	1.41	1.0	
43 神津島村	103.5	2.0	1.93	0.0	
44 三宅村	90.0	1.0	1.11	1.0	
45 八丈町	191.0	2.0	1.05	2.0	
46 小笠原村	121.0	2.0	1.65	1.0	
47 福生病院組合	181.0	3.0	1.66	1.0	(注5)
48 阿伎留病院企業団	175.0	3.5	2.00	0.5	
49 昭和病院企業団	393.0	5.0	1.27	4.0	
50 東京市町村総合事務組合	48.0	1.0	2.08	0.0	
市町村の機関の合計	30,431.5	689.5	2.27	82.5	

注1 ①欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(上記「また書き」に該当する者を除く。)については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 (注4)の機関は、特例認定を受けている。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	
八王子市	八王子市教育委員会	
武蔵野市	武蔵野市教育委員会	武蔵野市水道部
青梅市	青梅市教育委員会	
昭島市	昭島市教育委員会	
調布市	調布市教育委員会	
町田市	町田市教育委員会	町田市民病院
小金井市	小金井市教育委員会	
国立市	国立市教育委員会	
福生市	福生市教育委員会	
狛江市	狛江市教育委員会	
東大和市	東大和市教育委員会	
清瀬市	清瀬市教育委員会	
東久留米市	東久留米市教育委員会	
武蔵村山市	武蔵村山市教育委員会	
稲城市	稲城市教育委員会	稲城市立病院
あきる野市	あきる野市教育委員会	
西東京市	西東京市教育委員会	
府中市	府中市教育委員会	

※ 日野市については、申請に基づき平成31年3月11日に特例認定をした。以後は日野市教員委員会、日野市立病院の障害者を日野市に勤務する職員とみなすこととする。

注5 福生病院組合においては12月1日現在において、障害者の数4.0人、実雇用率2.27%、不足数0.0人となっている。

注6 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。

## 5 独立行政法人等における障害者の雇用状況

### (1)概況

区分	①企業数 (社)	②法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働 者数(人)	③障害者の数(人)					④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対 前年比増減 (P)	
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体障 害者及び重 度知的障害 者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C +D×0.5			F. うち新規 雇用分
独立行政法人等 〔2.5%〕	73	171,542.0	1,046	78	2,211	104	4,433.0	742.0	2.58	0.14
	(72)	(171,458.0)	(1,016)	(78)	(2,005)	(126)	(4,178.0)	(579.0)	(2.44)	(▲0.02)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントされる。
- 3 ③A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること。  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ( ) 内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

### (2)地方独立行政法人等の各機関の状況

法人名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	②障害者の数(人)	③実雇用率(%)	④不足数	備考
1 東京都健康長寿医療センター	882.5	22.0	2.49	0.0	
2 東京都立産業技術研究センター	374.5	9.0	2.40	0.0	
3 首都大学東京	1,063.5	28.0	2.63	0.0	
4 東京都住宅供給公社	1,328.0	40.0	3.01	0.0	
地方独立行政法人等の合計	3,648.5	99.0	2.71	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人分を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人としてカウントしている。  
①平成27年6月2日以降に採用された者であること  
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 区市町村土地開発公社については法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数がいずれも40.0人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。